

# 安曇野市地域包括支援センター自己評価表

資料3 (別冊)

介護保険等運営協議会  
令和3年11月5日開催

## 【センター名：安曇野市中央地域包括支援センター】

令和2年度

大項目	中項目 1. 地域包括支援センター業務推進体制			合計 26 /30 点		合計 26 /30 点	
	小項目 (目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価	市(保険者)の評価	自己評価	市(保険者)の評価
I 基本的事項	(1) 令和2年度地域包括支援センター「事業計画」が適切に作成されている。	市が示した基本的運営方針において指示した内容に沿って、事業計画が作成されている。 (運協資料) ⇒ 評価「3」	市が示した次の基本的運営方針の内容を加味して作成されている。  1. 意志の尊重と自助努力を基本とした生活支援 2. 地域のネットワークの構築と活用 3. チームアプローチによる基本業務の推進 ①総合相談支援 ②権利擁護 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援 ④介護予防ケアマネジメント 4. 直営・委託の連携による効率的な業務運営  【評価「3」以外の基準】 ・上記4項目うち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・上記4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ④各項目での目標が具体的である ⇒ 「4」 ・地域の課題をとらえた、具体的な目標である ⇒ 「5」	5 ④ 3 2 1	5 ④ 3 2 1	【特記事項】	【特記事項】
	(2) 令和2年度地域包括支援センター「事業報告」が適切に作成されている。	市が示した様式により定時に相談件数等の業務実績を報告している。 ⇒ 評価「3」	市が示した様式により毎月の事業実績を期日までに必要な書類を整え、報告している。  【評価「3」以外の基準】 ・期日までに報告できない月があった ⇒ 「1」 ・期日までに報告したが内容に不備や書類不足があり、追加報告が必要な月があった ⇒ 「2」 ④職員全員で事業実績の振り返りと分析を行っている ⇒ 「4」 ・事業実績の分析結果を市へ報告し、必要と考えられる取り組みを提案している ⇒ 「5」	5 ⑤ 4 3 2 1	5 ⑤ 4 3 2 1	【特記事項】	【特記事項】 事業実績の分析結果から振り返りと今後の取り組みを行っている。
	(3) 3職種連携によるチームアプローチが適切に行われている。	職員間でのミーティングを定期的に行うとともに、困難ケースについてはチームで対応し、相談記録・関係文書等の情報が適切に保管・管理できている。 ⇒ 評価「3」	それぞれの専門性を活かして業務に当たるとともに、担当者が不在であっても誰でも情報が共有できる状態となっている。  【評価「3」以外の基準】 ・担当者が書類も相談内容も抱え込んでいて、他の職員がわからない ⇒ 「1」 ・書類の保管管理は統一できているが、不適切な部分がある ⇒ 「2」 ・包括内で随時ケース検討を行っている ⇒ 「4」 ④複数名で訪問するなど、チームアプローチを行っている ⇒ 「5」  *評価が「4」又は「5」の場合は、内容を特記事項欄に記入する。	5 ⑤ 4 3 2 1	5 ⑤ 4 3 2 1	【特記事項】	【特記事項】 困難ケースについては、必ず複数名で訪問するようにしている。

I 基本的事項	小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価		市(保険者)の評価							
				2	2								
				5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	(4) 職員の資質向上に対する取組みを適切に行っている。	国主催の研修（委託を含む）に3職種のうち、1～2名が参加している。 ⇒ 評価「3」	国主催の研修（委託を含む）に参加し、新たな取組みにつなげている。  【評価「3」以外の基準】 ・市主催の研修、県主催の研修（ともに委託を含む）に参加していない職員がいる。 ⇒ 「1」 ・市主催の研修、県主催の研修（ともに委託を含む）に全職員が参加している。 ⇒ 「2」 ・3職種3名が国主催の研修（委託を含む）へ参加している ⇒ 「4」 ・研修の成果を、新たな取組みにつなげている ⇒ 「5」	自己評価	2	市(保険者)の評価	2						
	(5) 個人情報の取扱い等、情報管理を適切に行っている。	国が示す「地域包括支援センター運営マニュアル」の情報管理に関する事項（職員の守秘義務、セキュリティ管理、個人ファイルの管理、個人情報の管理等）に基づき、適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	「適切に行っている」とは、「地域包括支援センター運営マニュアル」に基づき、「情報管理」に関する次の4項目を行っていることをいう。  1. 守秘義務（介護保険法第115条の45第5項）の遵守 2. 事務所・情報システムのセキュリティ管理の徹底 3. 個人ファイルは施錠できる書棚等に保管 4. 個人情報の提供に係る同意  【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ・法人として個人情報に関するマニュアルを整備している ⇒ 「4」 ⑤「4」に基づいて定期的な研修が行われている ⇒ 「5」	自己評価	5	市(保険者)の評価	5						
	(6) 困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告している。 ⇒ 評価「3」	困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告している。 ⇒ 評価「3」	困難ケースや日々の活動を管理職や監督職と協議し、業務改善につなげている。  【評価「3」以外の基準】 ・困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告していない職員がいる。 ⇒ 「1」 ・困難ケースや日々の活動を監督職に報告している。 ⇒ 「2」 ・困難ケースや日々の活動を監督職に報告し、対応の協議を行っている。 ⇒ 「4」 ⑤困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告し、対応の協議を行っている。 ⇒ 「5」	自己評価	5	市(保険者)の評価	5						
				⑤	4	3	2	1	⑤	4	3	2	1

中項目 2. 総合相談支援業務			合計 18 /20点					合計 18 /20点				
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
(7) 初期対応を適切に行い課題を明確化した上で、各業務へつなげている。	下記の①～⑥のうち、4項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの各業務にスムーズにつなげている。  【評価「3」以外の基準】・・・①～⑥のうち、 ・2項目以下 ⇒ 「1」      ・3項目該当 ⇒ 「2」 ・5項目該当 ⇒ 「4」      ○ ・6項目該当 ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① 信頼関係の構築	相談には速やかに対応し、相談者と信頼関係構築に努めている。	【特記事項】 地域の中心的な店舗の閉店による、地域住民の日用品、食材の確保等の課題に対し、市へ対応策の提案を行った。					【特記事項】				
	② 相談内容の把握	相談内容を的確に把握し、対応している。										
	③ 緊急性の判断	的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。										
	④ 課題の明確化	専門的・継続的支援や緊急対応が必要な相談については、詳しい情報を収集・分析することで、課題を明確に把握している。										
	⑤ 支援計画の作成	明確になった課題に基づき、地域包括支援センターが行うべき支援計画を作成し、必要な支援を行っている。										
⑥ 相談内容の分析と活用	多種多様な相談内容を分析し、地域包括支援センターの各業務に活用している。また、明確になった地域課題を市へ報告している。											
(8) 公正かつ中立な立場で、継続的・専門的相談支援を適切に行っている。	相談内容から状況を的確に把握し、個々の支援方法・支援内容を検討し、公正かつ中立な立場で、適切なサービス利用や機関・制度へつなぐとともに、明確に記録している。 ⇒ 評価「3」	相談者の状況把握を適切に行い課題を明確にした上で、個別の支援方法・支援内容を検討し、適切なサービス利用や機関・制度へつなぐとともに、継続的な支援のために記録している。また、サービス利用の紹介に当たっては、特定事業者へのサービスの偏りがないよう十分配慮している。 【評価「3」以外の基準】 ・状況把握、課題、判断の全てに不足している。または、正当な理由がないのにサービス利用の紹介先が特定事業者へ偏っている ⇒ 「1」 ・支援内容の記録があっても、課題や判断の記録がされていない ⇒ 「2」 ・継続的支援を実施するための支援方針、課題が明確になっており、サービス利用の紹介先が特定事業者へ偏っていない ⇒ 「4」 ○ 「4」に加え、他機関へつないだ後のフォローをしている ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(9) 高齢者の実態把握を適切に行っている。	民生委員や関係機関等からの情報提供を活用し、訪問や電話、来所等による実態把握を行っている。 ⇒ 評価「3」	高齢者が孤立や深刻な事態に発展しないよう、民生委員や関係機関等と連携を図りながら、実態把握に努めている。  【評価「3」以外の基準】 ・実態把握をしていない ⇒ 「1」 ・関係機関からの強い要請を何度も受け実態把握を行った ⇒ 「2」 ・要フォロー者に対し定期的にモニタリングを行っている ⇒ 「4」 ○ 地域課題のあるケースについては、「地域ケア個別会議」の開催に繋がっている ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1

II 総合相談支援業務

Ⅱ 総合相談支援業務	(10) 認知症地域支援推進員の資質向上として全国研修を受講し、認知症地域支援推進員を中心とした認知症高齢者及び家族への支援に取り組んでいる。	認知症高齢者と家族を見守り支援する取組み（住民や関係者に対し認知症の正しい知識等を学習する機会の提供、早期発見・対応に向けた支援、学習会等への参加）を行っている。 ⇒ 評価「3」	見守り支援する取組みとは、次の4項目をいう。 1. 認知症サポーター等、地域における認知症の正しい知識の普及を図り、地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることを啓発している 2. 認知症カフェへの相談支援として、認知症カフェへの参加、市への情報伝達、運営面の相談にのっている 3. 認知症見守りネットワークの活用と普及に努めている 4. 個々の事例をとおして、地域住民、介護サービス事業者、医療関係者、関係機関とネットワーク作りをすすめている 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ・4項目に加え、地域課題等について、市へ提案し新たな取組みにつなげている ⇒ 「4」 ・「4」に基づいて認知症高齢者を支える地域づくりに具体的に取り組んでいる ⇒ 「5」 *評価が「5」の場合は、具体的な内容を特記事項欄に記入する。	自己評価 3 市(保険者)の評価 3
	5 4 3 2 1	【特記事項】	【特記事項】	5 4 3 2 1
中項目 3. 権利擁護業務				合計 17 /20 点
Ⅲ 権利擁護業務	小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価 3 市(保険者)の評価 3
	(11) 高齢者の権利擁護に関して、職員の資質向上に対する取組みを適切に行っている。	高齢者の権利擁護（高齢者虐待防止、消費者被害防止、成年後見制度）に関する市・県の研修等の機会には原則として参加し、情報を伝達、共有している。 ⇒ 評価「3」	権利擁護に関する市・県主催の研修（ともに委託を含む）には、原則社会福祉士が参加し、その内容を全職員に共有している。 ・研修に参加していない。又は機会がない。 ⇒ 「1」 ・参加しているが、職場での情報の共有が不十分 ⇒ 「2」 ・「3」に加え、事業所内部で権利擁護に関する研修等がある ⇒ 「4」 ・「3」に加え、国の中央研修等への参加、法人・事業所内部の研修がある ⇒ 「5」	5 4 3 2 1
	(12) 高齢者虐待への対応において、関係機関と連携した通報、支援体制を整え、高齢者虐待事例への対応を適切に行っている。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	高齢者虐待防止法を十分に理解した上で、地域の関係者との連携を図り、虐待防止と早期発見に取り組むとともに、対応に当たっては安曇野市高齢者虐待防止マニュアル（手順書）に従い適切に対処している。 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての対応が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての対応が不十分 ⇒ 「2」 ・「3」に加え、職員の応援体制を整えている ⇒ 「4」 ・「3」に加え、休日・夜間対応の24時間連絡体制が整っている ⇒ 「5」	自己評価 5 市(保険者)の評価 5
	① 虐待防止と早期発見への取組み	民生委員や介護サービス事業者等へ普及啓発活動を行い、連携を図り、虐待の防止と早期発見に取り組む、早期に相談・通報がなされる関係づくりを行っている。	5 4 3 2 1	【特記事項】
	② 通報を受けた場合の適切な対応	虐待や虐待の疑いがあるケースの相談・通報を受けた後に、センター内で協議し、虐待としての対応が必要と判断した場合には、市福祉事務所等と連携し、訪問等により高齢者本人の安全確認を行い、虐待の事実確認等を適切に行っている。	5 4 3 2 1	【特記事項】
③ 関係機関との連携	地域包括支援センターだけでは解決できない場合は、市福祉事務所や警察等関係機関との連携をスムーズに行い、必要に応じて市福祉事務所とのコアメンバー会議等により支援方針を検討・決定している。	5 4 3 2 1	【特記事項】	
④ 適切な支援の実施	高齢者の安全・安心な生活が確保されるなど虐待対応の終結に向けて適切な支援をするとともに、虐待が終結した場合は必要に応じて介護サービスの調整や包括的・継続的ケアマネジメント業務等に移行するなどの支援を行っている。	5 4 3 2 1	【特記事項】	

Ⅲ 権利擁護業務

小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価						
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1		
(13) 成年後見制度、社協の日常生活自立支援事業等の活用を促進している。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	自己の意思決定や日常生活上の金銭管理に支障のある高齢者・家族等からの相談に応じ、アセスメントを通じて成年後見制度や安曇野市社協の日常生活自立支援事業等につなげている。 【評価「3」以外の基準】  <ul style="list-style-type: none"> <li>・4項目のうち、2項目以上についての対応が不十分 ⇒ 「1」</li> <li>・4項目のうち、1項目についての対応が不十分 ⇒ 「2」</li> <li>・「3」に加え、社協との協働支援体制を整えている ⇒ 「4」</li> <li>◎ 「4」に加え、成年後見申立の支援をしている ⇒ 「5」</li> </ul>	◎ 5	4	3	2	1	◎ 5	4	3	2	1		
	① 制度の周知活動	成年後見制度・社協の制度を地域住民・他機関へ広報・啓発をしている。	【特記事項】					【特記事項】						
	② 制度利用の必要性の判断	成年後見制度や社協の日常生活自立支援事業等を理解した上で、相談業務から高齢者の判断能力等を把握し、制度を利用する必要性を適切に判断している。												
	③ 日常生活自立支援事業等利用の支援	社協の日常生活自立支援事業の利用が必要と判断した場合、本人・家族に事業の手続き方法を説明し、制度利用ができるよう支援している。												
	④ 成年後見制度活用の支援	成年後見制度の利用が必要と判断した場合、本人・家族に制度の手続き方法を説明し、家庭裁判所への申立てが行えるよう関係機関へのつなぎなどの活用支援をしている。成年後見制度の利用が必要でありながら申立人がいない場合には、市に市長申立の手続きをするための連携をしたり、広域の成年後見支援センターと連携し、市長申立等困難事例も早期に対応している。												
(14) 消費者被害への対応を適切に行っている。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	専門機関や関係機関と連携を図り消費者被害に関する情報を把握し、地域への被害防止活動を行うとともに、必要に応じて、成年後見制度や安曇野市社協の日常生活自立支援事業等につなげている。 【評価「3」以外の基準】  <ul style="list-style-type: none"> <li>・4項目のうち、2項目以上についての対応が不十分 ⇒ 「1」</li> <li>・4項目のうち、1項目についての対応が不十分 ⇒ 「2」</li> <li>◎ 「3」に加え、社協との協働支援体制を整えている ⇒ 「4」</li> <li>・「4」に加え、被害救済のために司法関係者等との連携を図っている ⇒ 「5」</li> </ul>	自己評価	4					市(保険者)の評価	4				
	① 消費者被害防止のための普及啓発活動	高齢者虐待防止法による財産上の不当取引による被害の防止等も念頭に置きながら、消費者被害に関する情報を把握し、民生委員会等地域内における被害防止のための活動を行っている。	5	◎ 4	3	2	1	5	◎ 4	3	2	1		
	② 地域における被害状況の把握と情報提供	民生委員やケアマネジャー等に消費者被害に関する情報を提供するとともに、地域からの情報もたらされるような関係づくりを行っている。	【特記事項】					【特記事項】						
	③ 消費者被害の通報	消費者被害の事例を把握した場合は、市（消費生活センター）や警察などの関係機関への通報・相談を行い、消費者被害の救済に向けた支援を行っている。												
	④ 成年後見制度等の活用促進	前問（13）の評価が3以上であるときは適切に行っているとする。												

中項目 4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務			合計 5 /5点					合計 5 /5点				
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
IV 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	(15) 地域のケアマネジャーに対する個別支援を適切に行っている。	下記の①～⑦のうち、5項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	5					5				
		地域のケアマネジャーへの個別支援・支援困難事例への対応を行うとともに、関係機関等との連携や多職種との協働をすすめている。また、研修会等により、ケアマネジメント技術の向上を図っている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑦のうち、 ・3項目以下⇒「1」      ・4項目該当⇒「2」 ・6項目該当⇒「4」      ○・7項目該当⇒「5」	【特記事項】					【特記事項】				
	① 相談窓口の周知	相談先と方法をケアマネジャーに周知している。										
	② 支援困難事例を抱えるケアマネジャーへの支援	支援困難事例の相談に対して、職員が協力して助言できるようにしている。また、必要な他機関へのつなぎ等を支援し、問題解決が図れる環境づくりをしている。										
	③ 個別支援事例のサービス担当者会議へ出席	個別支援事例のサービス担当者会議等へ出席し、課題解決に向けた助言を行っている。										
	④ 医療機関・サービス事業者・行政との連携や多職種との協働へのケアマネジャーの参画	医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との連携や多職種の協働をすすめる中で、そのネットワークにケアマネジャーが参画しやすい環境づくりをしている。										
	⑤ ケアマネジャーへの情報提供やケアマネジメント技術向上のための研修を実施	国・市の制度や地域の社会資源、事例等の情報を提供するとともに、ケアマネジャーの質の向上のための学習や研修を行っている。										
	⑥ ケアプラン作成業務での助言、指導	必要に応じて、ケアマネジメントについての助言、指導を行っている。										
⑦ ケアマネジャーの課題等の把握	個々のケアマネジャーが抱える課題を把握した上で、ケアマネジャーへの支援を行っている。											

中項目 5. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築			合計 10 /10点					合計 10 /10点				
小項目 (目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
(16) 地域におけるネットワークの構築とその活用を進めている。	下記の①～⑧のうち、5項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	地域において、行政機関・医療機関・サービス事業者・民生委員等の関係者とのネットワークを構築し、保健・医療・福祉サービスや地域の支え合い活動、ボランティア活動など様々な社会資源を結びつける取組みを継続している。  【評価「3」以外の基準】・・・①～⑧のうち、 ・3項目以下 ⇒ 「1」      ・4項目該当 ⇒ 「2」 ・6項目該当 ⇒ 「4」      ○ ・7項目以上 ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① 地域包括支援センターの周知活動	地域包括支援センターの役割を地域住民、他機関へPRしている。	【特記事項】					【特記事項】				
	② 地域ケア個別会議の開催	地域の関係機関や民生委員・関係者が参集して、事例検討や地域の課題・取組み等を検討している。										
	③ 民生委員との関係づくり	高齢者の問題を早期に発見し、地域での見守り等に取り組むために、積極的に民生委員との関係づくりをしている。										
	④ 地域の老人クラブやボランティア団体等との関係づくり	地域の団体・組織との連携を図るため、情報交換や活動の場への訪問等をしている。										
	⑤ 住民自治協議会・地域コミュニティとの関係づくり	住民自治協議会やコミュニティに対し、高齢者支援の課題や取組みの理解を図り、住民同士の互助・共助の働きかけを行っている。										
	⑥ 地域の課題の整理と検討	地域の状況と課題を整理、検討し、地域包括支援センターの事業計画に反映している。										
	⑦ 介護予防の啓発活動と情報提供	様々な機会をとらえ介護予防に関する啓発を行い、市の介護予防教室や地域の自主活動グループと連携し、必要な情報提供を行っている。										
	⑧ 介護サービス事業者への支援	介護サービス事業者の相互連携や情報交換・研修の場など、サービスの質の向上のための取組みを行っている。										
①～⑤、⑦、⑧を適切に行っている。	地域の状況、課題等の整理し、計画的な事業展開を期待したい。											
(17) 地域包括ケアに向けての体制作りを適切に行っている。	下記の①～⑧のうち、5項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	地域の関係機関や関係者とのネットワークを活用するとともに、医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との更なる連携や多職種との協働をすすめる中で、地域のケアマネジャーの参画をすすめている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑧のうち、 ・3項目以下 ⇒ 「1」      ・4項目該当 ⇒ 「2」 ○ ・6項目該当 ⇒ 「4」      ・7項目以上 ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
① ケアマネジャーと関係機関との連携・協働体制の構築	連携・協働できる環境を整えたり、ケアマネジャーと関係機関との会議・研修等を実施している。	【特記事項】					【特記事項】					
② ケアマネジャーと医療機関との連携を支援	在宅生活を継続するため、主治医・医療機関とケアマネジャーとの連携をとりやすくするための場の設定などの取組みを行っている。											
③ 在宅医療・介護連携の推進	市医師会が主催する多職種連携研修会、講演会、市民公開講座に1人当たり年2回以上参加している。											
④ ケアマネジャーと民生委員との連携を支援	地域の民生委員とケアマネジャーが共に連携ができる関係づくりをするために、場の設定や相互の役割を周知する。											
⑤ 地域にある社会資源の情報収集と整理	地域によって異なるインフォーマルサービスの情報を収集・整理し、ケアマネジャーへ情報を提供するとともに、自らのケアマネジメントに活用している。											
⑥ サービス担当者会議開催への支援	関係機関にサービス担当者会議についての理解を図り、適切なメンバーによるチームケアが実施できるように支援を行っている。											
⑦ ケアマネジャーと医療機関との調整、ケース検討の実施	入退院時など必要に応じケアマネジャーを支援し、主治医や病院ワーカーとの連携、ケース検討を実施している。											
⑧ ケアマネジャーと介護サービス事業者の連携支援	介護サービス事業者の情報を把握してケアマネジャーへ提供するほか、ケアマネジャーが公正中立の立場に立って介護サービス事業者と相互に連携できる取組みをしている。											

中項目 6. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務			合計 9 /10点					合計 9 /10点				
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
(18) 介護予防ケアマネジメントの対象者及び要支援者に対して介護予防の実践について適切な支援を行っている。	下記の①～⑤のうち、3項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	要介護状態になることをできるだけ遅らせ、継続して自立した生活を送れるよう支援している。事業対象者については、適切なケアマネジメントを行っている。  【評価「3」以外の基準】・・・①～⑤のうち、 ・1項目以下⇒「1」      ・2項目該当⇒「2」 ・3項目該当⇒「3」      ・4項目該当⇒「4」      ・5項目該当⇒「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① 介護予防に関する啓発活動	地域住民へ介護予防の大切さを啓発している。	【特記事項】 ④サービス未利用者の状況把握が十分とはいえない。					【特記事項】 介護予防担当実施の対象者把握事業とも連携し、サービス未利用者の状況把握をされたい。				
	② 基本チェックリストの実施	相談・訪問時に、身体機能が衰え始めていると思われる高齢者を把握したときは、25項目の基本チェックリストを実施している。										
	③ マニュアルに基づくケアマネジメント、介護予防プラン作成、評価の実施	国の「地域包括支援センター運営マニュアル」に基づき、次の項目を適切に実施している。 ・アセスメント・介護予防プラン作成(必要に応じ)・モニタリングと評価										
	④ サービス未利用者の状況把握	サービス未利用者の状況把握が行われている。										
	⑤ 適切な対象者管理	事業所として全対象者のリストを用いて行い、名簿等を作成管理し、給付管理・実績報告等に活用している。										
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明										
(19) 市内外の指定居宅介護支援事業所への介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの業務一部委託が適切に行えている。	委託先の指定居宅介護支援事業所への迅速な情報提供と必要な支援及び関係機関への連絡調整が適切に行えている。 ⇒ 評価「3」	【評価「3」以外の基準】 ・委託先の指定居宅介護支援事業所への情報提供は行えている⇒「1」 ・委託先の指定居宅介護支援事業所への情報提供及び連絡調整が行われている⇒「2」 ・委託先の指定居宅介護支援事業所が困難と感じる問題の状況把握が行われている⇒「4」 ・委託先の指定居宅介護支援事業所が困難と感じる問題の状況把握と必要な支援が行われている⇒「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
			【特記事項】					【特記事項】				

VI 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務



中項目 7. 地域包括支援センターの評価			合計 4 /5点					合計 4 /5点									
VII 自己評価	小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明					自己評価 4					市(保険者)の評価 4				
	(20) 令和元年度地域包括支援センターの自己評価が適切に行えている。	市が示した「地域包括支援センター自己評価表」により適切に業務評価を行っている。 ⇒ 評価「3」	市が示した様式により評価を行い、期日までに市へ報告している。 【評価「3」以外の基準】 ・市の自己評価を職員全員で行わなかった ⇒ 「1」 ・市の自己評価を職員全員で行った ⇒ 「2」 ⊙ 市の自己評価を職員全員と法人管理者等を交えて行った ⇒ 「4」 ・市が提示した自己評価以外に、独自の評価表を作成している ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1				
			【特記事項】 独自の評価表は作成できていない。					【特記事項】 独自の評価表を作成し、介護事業者等に評価依頼し、更なる業務の向上を期待したい。									

【全体としての特記事項】(独自の取り組み事例等がありましたらご記入ください)	自己評価の合計	市(保険者)の評価
		89 / 100 点
<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症により、計画どおりに推進できない部分があった。オンライン等の活用により、実施方法を工夫し取り組んだ。</li> <li>オレンジキャンペーンを行い、市職員向け研修会を実施した。</li> <li>認知症ガイドブックの改訂を行い、市独自サービスの掲載をするなど内容の充実を図った。また、全戸配布を行い、市民への周知を図った。</li> </ul>		

# 安曇野市地域包括支援センター自己評価表

## 【センター名：北部地域包括支援センター】

		令和2年度									
大項目	中項目	自己評価					市(保険者)の評価				
		5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
I 基本的事項	1. 地域包括支援センター業務推進体制	合計 25 /30点					合計 24 /30点				
	小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明								
	(1) 令和2年度地域包括支援センター「事業計画」が適切に作成されている。	市が示した基本的運営方針において指示した内容に沿って、事業計画が作成されている。 (運協資料) ⇒ 評価「3」	市が示した次の基本的運営方針の内容を加味して作成されている。  1. 意志の尊重と自助努力を基本とした生活支援 2. 地域のネットワークの構築と活用 3. チームアプローチによる基本業務の推進 ①総合相談支援 ②権利擁護 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援 ④介護予防ケアマネジメント 4. 直営・委託の連携による効率的な業務運営  【評価「3」以外の基準】 ・上記4項目うち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・上記4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ・各項目での目標が具体的である ⇒ 「4」 ・地域の課題をとらえた、具体的な目標である ⇒ 「5」								
	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
	(2) 令和元年度地域包括支援センター「事業報告」が適切に作成されている。	市が示した様式により定時に相談件数等の業務実績を報告している。 ⇒ 評価「3」	市が示した様式により毎月の事業実績を期日までに必要な書類を整え、報告している。  【評価「3」以外の基準】 ・期日までに報告できない月があった ⇒ 「1」 ・期日までに報告したが内容に不備や書類不足があり、追加報告が必要な月があった ⇒ 「2」 ・職員全員で事業実績の振り返りと分析を行っている ⇒ 「4」 ・事業実績の分析結果を市へ報告し、必要と考えられる取り組みを提案している ⇒ 「5」								
	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
	(3) 3職種連携によるチームアプローチが適切に行われている。	職員間でのミーティングを定期的に行うとともに、困難ケースについてはチームで対応し、相談記録・関係文書等の情報が適切に保管・管理できている。 ⇒ 評価「3」	それぞれの専門性を活かして業務に当たるとともに、担当者が不在であっても誰でも情報が共有できる状態となっている。  【評価「3」以外の基準】 ・担当者が書類も相談内容も抱え込んでいて、他の職員がわからない ⇒ 「1」 ・書類の保管管理は統一できているが、不適切な部分がある ⇒ 「2」 ・包括内で随時ケース検討を行っている ⇒ 「4」 ・複数名で訪問するなど、チームアプローチを行っている ⇒ 「5」  *評価が「4」又は「5」の場合は、内容を特記事項欄に記入する。								
	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	

I 基本的事項	小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価	2	市(保険者)の評価	2						
	(4) 職員の資質向上に対する取組みを適切に行っている。	国主催の研修（委託を含む）に3職種のうち、1～2名が参加している。 ⇒ 評価「3」	国主催の研修（委託を含む）に参加し、新たな取組みにつなげている。  【評価「3」以外の基準】 ・市主催の研修、県主催の研修（ともに委託を含む）に参加していない職員がいる。 ⇒ 「1」 ・市主催の研修、県主催の研修（ともに委託を含む）に全職員が参加している。 ⇒ 「2」 ・3職種3名が国主催の研修（委託を含む）へ参加している ⇒ 「4」 ・研修の成果を、新たな取組みにつなげている ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	【特記事項】	【特記事項】	感染症予防のため、国主催の研修には参加できていない。										
(5) 個人情報の取扱い等、情報管理を適切に行っている。	国が示す「地域包括支援センター運営マニュアル」の情報管理に関する事項（職員の守秘義務、セキュリティ管理、個人ファイルの管理、個人情報の管理等）に基づき、適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	「適切に行っている」とは、「地域包括支援センター運営マニュアル」に基づき、「情報管理」に関する次の4項目を行っていることをいう。  1. 守秘義務（介護保険法第115条の45第5項）の遵守 2. 事務所・情報システムのセキュリティ管理の徹底 3. 個人ファイルは施錠できる書棚等に保管 4. 個人情報の提供に係る同意  【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ・法人として個人情報に関するマニュアルを整備している ⇒ 「4」 ・「4」に基づいて定期的な研修が行われている ⇒ 「5」	「適切に行っている」とは、「地域包括支援センター運営マニュアル」に基づき、「情報管理」に関する次の4項目を行っていることをいう。  1. 守秘義務（介護保険法第115条の45第5項）の遵守 2. 事務所・情報システムのセキュリティ管理の徹底 3. 個人ファイルは施錠できる書棚等に保管 4. 個人情報の提供に係る同意  【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ・法人として個人情報に関するマニュアルを整備している ⇒ 「4」 ・「4」に基づいて定期的な研修が行われている ⇒ 「5」	自己評価	5	市(保険者)の評価	5						
5	4	3	2	1	5	4	3	2	1				
【特記事項】	【特記事項】	法人マニュアルに基づいて、社内研修を行っている。	年度途中で人事異動等があった際には都度、研修会等を開催し、情報管理について事業所全体で共通認識を保持されたい。										
(6) 困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告し、対応の検討を行っている。	困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告している。 ⇒ 評価「3」	困難ケースや日々の活動を管理職や監督職と協議し、業務改善につなげている。  【評価「3」以外の基準】 ・困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告していない職員がいる。 ⇒ 「1」 ・困難ケースや日々の活動を監督職に報告している。 ⇒ 「2」 ・困難ケースや日々の活動を監督職に報告し、対応の協議を行っている。 ⇒ 「4」 ・困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告し、対応の協議を行っている。 ⇒ 「5」	困難ケースや日々の活動を管理職や監督職と協議し、業務改善につなげている。  【評価「3」以外の基準】 ・困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告していない職員がいる。 ⇒ 「1」 ・困難ケースや日々の活動を監督職に報告している。 ⇒ 「2」 ・困難ケースや日々の活動を監督職に報告し、対応の協議を行っている。 ⇒ 「4」 ・困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告し、対応の協議を行っている。 ⇒ 「5」	自己評価	5	市(保険者)の評価	5						
5	4	3	2	1	5	4	3	2	1				
【特記事項】	【特記事項】												

中項目 2. 総合相談支援業務				合計 16 /20 点					合計 18 /20 点				
小項目 (目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価					
(7) 初期対応を適切に行い課題を明確化した上で、各業務へつなげている。	下記の①～⑥のうち、4項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの各業務にスムーズにつなげている。  【評価「3」以外の基準】・・・①～⑥のうち、 ・2項目以下 ⇒ 「1」      ・3項目該当 ⇒ 「2」 ・5項目該当 ⇒ 「4」      ・6項目該当 ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
	① 信頼関係の構築	相談には速やかに対応し、相談者と信頼関係構築に努めている。	【特記事項】 地域課題の市への報告が不十分である。					【特記事項】 地域ケア連携会議にて、地域課題を取り上げ、必要な支援策を諮っている。					
	② 相談内容の把握	相談内容を的確に把握し、対応している。											
	③ 緊急性の判断	的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。											
	④ 課題の明確化	専門的・継続的支援や緊急対応が必要な相談については、詳しい情報を収集・分析することで、課題を明確に把握している。											
	⑤ 支援計画の作成	明確になった課題に基づき、地域包括支援センターが行うべき支援計画を作成し、必要な支援を行っている。											
⑥ 相談内容の分析と活用	多種多様な相談内容を分析し、地域包括支援センターの各業務に活用している。また、明確になった地域課題を市へ報告している。												
(8) 公正かつ中立な立場で、継続的・専門的相談支援を適切に行っている。	相談内容から状況を的確に把握し、個々の支援方法・支援内容を検討し、公正かつ中立な立場で、適切なサービス利用や機関・制度へつなぐとともに、明確に記録している。 ⇒ 評価「3」	相談者の状況把握を適切に行い課題を明確にした上で、個別の支援方法・支援内容を検討し、適切なサービス利用や機関・制度へつなぐとともに、継続的な支援のために記録している。また、サービス利用の紹介に当たっては、特定事業者へのサービスの偏りがないよう十分配慮している。 【評価「3」以外の基準】 ・状況把握、課題、判断の全てに不足している。または、正当な理由がないのにサービス利用の紹介先が特定事業者へ偏っている ⇒ 「1」 ・支援内容の記録があっても、課題や判断の記録がされていない ⇒ 「2」 ・継続的支援を実施するための支援方針、課題が明確になっており、サービス利用の紹介先が特定事業者へ偏っていない ⇒ 「4」 ・「4」に加え、他機関へつないだ後のフォローをしている ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
(9) 高齢者の実態把握を適切に行っている。	民生委員や関係機関等からの情報提供を活用し、訪問や電話、来所等による実態把握を行っている。 ⇒ 評価「3」	高齢者が孤立や深刻な事態に発展しないよう、民生委員や関係機関等と連携を図りながら、実態把握に努めている。  【評価「3」以外の基準】 ・実態把握をしていない ⇒ 「1」 ・関係機関からの強い要請を何度も受け実態把握を行った ⇒ 「2」 ・要フォロー者に対し定期的にモニタリングを行っている ⇒ 「4」 ・地域課題のあるケースについては、「地域ケア個別会議」の開催に繋げている ⇒ 「5」	自己評価 4					市(保険者)の評価 5					
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
			【特記事項】					【特記事項】 地域ケア個別会議を開催し、解決につながる支援をしている。					

II 総合相談支援業務

Ⅱ 総合相談支援業務	(10) 認知症地域支援推進員の資質向上として全国研修を受講し、認知症地域支援推進員を中心とした認知症高齢者及び家族への支援に取り組んでいる。	認知症高齢者と家族を見守り支援する取り組み（住民や関係者に対し認知症の正しい知識等を学習する機会の提供、早期発見・対応に向けた支援、学習会等への参加）を行っている。 ⇒ 評価「3」	見守り支援する取り組みとは、次の4項目をいう。 1. 認知症サポーター等、地域における認知症の正しい知識の普及を図り、地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることを啓発している 2. 認知症カフェへの相談支援として、認知症カフェへの参加、市への情報伝達、運営面の相談にのっている 3. 認知症見守りネットワークの活用と普及に努めている 4. 個々の事例をとおして、地域住民、介護サービス事業者、医療関係者、関係機関とネットワーク作りをすすめている 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ・4項目に加え、地域課題等について、市へ提案し新たな取り組みにつなげている ⇒ 「4」 ・「4」に基づいて認知症高齢者を支える地域づくりに具体的に取り組んでいる ⇒ 「5」 *評価が「5」の場合は、具体的な内容を特記事項欄に記入する。	自己評価 3 市(保険者)の評価 3
	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	【特記事項】	【特記事項】
中項目 3. 権利擁護業務				合計 19 /20 点 合計 19 /20 点
Ⅲ 権利擁護業務	小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価 4 市(保険者)の評価 4
	(11) 高齢者の権利擁護に関して、職員の資質向上に対する取り組みを適切に行っている。	高齢者の権利擁護（高齢者虐待防止、消費者被害防止、成年後見制度）に関する市・県の研修等の機会には原則として参加し、情報を伝達、共有している。 ⇒ 評価「3」	権利擁護に関する市・県主催の研修（ともに委託を含む）には、原則社会福祉士が参加し、その内容を全職員に共有している。 ・研修に参加していない。又は機会がない。 ⇒ 「1」 ・参加しているが、職場での情報の共有が不十分 ⇒ 「2」 ・「3」に加え、事業所内部で権利擁護に関する研修等がある ⇒ 「4」 ・「3」に加え、国の中央研修等への参加、法人・事業所内部の研修がある ⇒ 「5」	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1
	【特記事項】	【特記事項】	事業所内で権利擁護ケースについての、事例検討会を行っている。	コロナ禍の中でも実施可能な研修方法を検討されたい。
	(12) 高齢者虐待への対応において、関係機関と連携した通報、支援体制を整え、高齢者虐待事例への対応を適切に行っている。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	高齢者虐待防止法を十分に理解した上で、地域の関係者との連携を図り、虐待防止と早期発見に取り組むとともに、対応に当たっては安曇野市高齢者虐待防止マニュアル（手順書）に従い適切に対処している。 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての対応が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての対応が不十分 ⇒ 「2」 ・「3」に加え、職員の応援体制を整えている ⇒ 「4」 ・「3」に加え、休日・夜間対応の24時間連絡体制が整っている ⇒ 「5」	自己評価 5 市(保険者)の評価 5
	5 4 3 2 1	5 4 3 2 1	【特記事項】	【特記事項】
① 虐待防止と早期発見への取り組み	民生委員や介護サービス事業者等へ普及啓発活動を行い、連携を図り、虐待の防止と早期発見に取り組む、早期に相談・通報がなされる関係づくりを行っている。			
② 通報を受けた場合の適切な対応	虐待や虐待の疑いがあるケースの相談・通報を受けた後に、センター内で協議し、虐待としての対応が必要と判断した場合には、市福祉事務所等と連携し、訪問等により高齢者本人の安全確認を行い、虐待の事実確認等を適切に行っている。			
③ 関係機関との連携	地域包括支援センターだけでは解決できない場合は、市福祉事務所や警察等関係機関との連携をスムーズに行い、必要に応じて市福祉事務所とのコアメンバー会議等により支援方針を検討・決定している。			
④ 適切な支援の実施	高齢者の安全・安心な生活が確保されるなど虐待対応の終結に向けて適切な支援をするとともに、虐待が終結した場合は必要に応じて介護サービスの調整や包括的・継続的ケアマネジメント業務等に移行するなどの支援を行っている。			

小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(13) 成年後見制度、社協の日常生活自立支援事業等の活用を促進している。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	自己の意思決定や日常生活上の金銭管理に支障のある高齢者・家族等からの相談に応じ、アセスメントを通じて成年後見制度や安曇野市社協の日常生活自立支援事業等につなげている。 【評価「3」以外の基準】	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① 制度の周知活動	成年後見制度・社協の制度を地域住民・他機関へ広報・啓発をしている。	【特記事項】					【特記事項】				
	② 制度利用の必要性の判断	成年後見制度や社協の日常生活自立支援事業等を理解した上で、相談業務から高齢者の判断能力等を把握し、制度を利用する必要性を適切に判断している。										
	③ 日常生活自立支援事業等利用の支援	社協の日常生活自立支援事業の利用が必要と判断した場合、本人・家族に事業の手続き方法を説明し、制度利用ができるよう支援している。										
	④ 成年後見制度活用の支援	成年後見制度の利用が必要と判断した場合、本人・家族に制度の手続き方法を説明し、家庭裁判所への申立てが行えるよう関係機関へのつなぎなどの活用支援をしている。成年後見制度の利用が必要でありながら申立人がいない場合には、市に市長申立の手続きをするための連携をしたり、広域の成年後見支援センターと連携し、市長申立等困難事例も早期に対応している。										
(14) 消費者被害への対応を適切に行っている。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	専門機関や関係機関と連携を図り消費者被害に関する情報を把握し、地域への被害防止活動を行うとともに、必要に応じて、成年後見制度や安曇野市社協の日常生活自立支援事業等につなげている。 【評価「3」以外の基準】	自己評価					市(保険者)の評価				
	① 消費者被害防止のための普及啓発活動	高齢者虐待防止法による財産上の不当取引による被害の防止等も念頭に置きながら、消費者被害に関する情報を把握し、民生委員会等地域内における被害防止のための活動を行っている。	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	② 地域における被害状況の把握と情報提供	民生委員やケアマネジャー等に消費者被害に関する情報を提供するとともに、地域からの情報がもたらされるような関係づくりを行っている。	【特記事項】					【特記事項】				
	③ 消費者被害の通報	消費者被害の事例を把握した場合は、市（消費生活センター）や警察などの関係機関への通報・相談を行い、消費者被害の救済に向けた支援を行っている。										
	④ 成年後見制度等の活用促進	前問（13）の評価が3以上であるときは適切に行っているとする。										

Ⅲ 権利擁護業務

中項目 4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務			合計 5 /5点					合計 5 /5点				
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(15) 地域のケアマネジャーに対する個別支援を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	下記の①～⑦のうち、5項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	地域のケアマネジャーへの個別支援・支援困難事例への対応を行うとともに、関係機関等との連携や多職種との協働をすすめている。また、研修会等により、ケアマネジメント技術の向上を図っている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑦のうち、 ・3項目以下⇒「1」      ・4項目該当⇒「2」 ・6項目該当⇒「4」      ・7項目該当⇒「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① 相談窓口の周知	相談先と方法をケアマネジャーに周知している。	【特記事項】					【特記事項】				
	② 支援困難事例を抱えるケアマネジャーへの支援	支援困難事例の相談に対して、職員が協力して助言できるようにしている。また、必要な他機関へのつなぎ等を支援し、問題解決が図れる環境づくりをしている。	【特記事項】					【特記事項】				
	③ 個別支援事例のサービス担当者会議へ出席	個別支援事例のサービス担当者会議等へ出席し、課題解決に向けた助言を行っている。	【特記事項】					【特記事項】				
	④ 医療機関・サービス事業者・行政との連携や多職種との協働へのケアマネジャーの参画	医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との連携や多職種の協働をすすめる中で、そのネットワークにケアマネジャーが参画しやすい環境づくりをしている。	【特記事項】					【特記事項】				
	⑤ ケアマネジャーへの情報提供やケアマネジメント技術向上のための研修を実施	国・市の制度や地域の社会資源、事例等の情報を提供するとともに、ケアマネジャーの質の向上のための学習や研修を行っている。	【特記事項】					【特記事項】				
	⑥ ケアプラン作成業務での助言、指導	必要に応じて、ケアマネジメントについての助言、指導を行っている。	【特記事項】					【特記事項】				
	⑦ ケアマネジャーの課題等の把握	個々のケアマネジャーが抱える課題を把握した上で、ケアマネジャーへの支援を行っている。	【特記事項】					【特記事項】				

IV 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

中項目 5. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築			合計 8 /10点					合計 9 /10点				
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
(16) 地域におけるネットワークの構築とその活用を進めている。	下記の①～⑧のうち、5項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	地域において、行政機関・医療機関・サービス事業者・民生委員等の関係者とのネットワークを構築し、保健・医療・福祉サービスや地域の支え合い活動、ボランティア活動など様々な社会資源を結びつける取組みを継続している。  【評価「3」以外の基準】・・・①～⑧のうち、 ・3項目以下⇒「1」      ・4項目該当⇒「2」 ・6項目該当⇒「4」      ・7項目以上⇒「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① 地域包括支援センターの周知活動	地域包括支援センターの役割を地域住民、他機関へPRしている。	【特記事項】					【特記事項】				
	② 地域ケア個別会議の開催	地域の関係機関や民生委員・関係者が参集して、事例検討や地域の課題・取組み等を検討している。	コロナ禍の影響もあり、地域での研修会開催や、活動の場への訪問機会が減少した。					各種サービスC・通所型サービスCを予防サービスとして対象者や事業所に紹介した。コロナ禍の中でも実施可能な方法を検討されたい。				
	③ 民生委員との関係づくり	高齢者の問題を早期に発見し、地域での見守り等に取り組むために、積極的に民生委員との関係づくりをしている。										
	④ 地域の老人クラブやボランティア団体等との関係づくり	地域の団体・組織との連携を図るため、情報交換や活動の場への訪問等をしている。										
	⑤ 住民自治協議会・地域コミュニティとの関係づくり	住民自治協議会やコミュニティに対し、高齢者支援の課題や取組みの理解を図り、住民同士の互助・共助の働きかけを行っている。										
	⑥ 地域の課題の整理と検討	地域の状況と課題を整理、検討し、地域包括支援センターの事業計画に反映している。										
	⑦ 介護予防の啓発活動と情報提供	様々な機会をとらえ介護予防に関する啓発を行い、市の介護予防教室や地域の自主活動グループと連携し、必要な情報提供を行っている。										
	⑧ 介護サービス事業者への支援	介護サービス事業者の相互連携や情報交換・研修の場など、サービスの質の向上のための取組みを行っている。										
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
(17) 地域包括ケアに向けての体制作りを適切に行っている。	下記の①～⑧のうち、5項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	地域の関係機関や関係者とのネットワークを活用するとともに、医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との更なる連携や多職種との協働をすすめる中で、地域のケアマネジャーの参画をすすめている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑧のうち、 ・3項目以下⇒「1」      ・4項目該当⇒「2」 ・6項目該当⇒「4」      ・7項目以上⇒「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① ケアマネジャーと関係機関との連携・協働体制の構築	連携・協働できる環境を整えたり、ケアマネジャーと関係機関との会議・研修等を実施している。	【特記事項】					【特記事項】				
	② ケアマネジャーと医療機関との連携を支援	在宅生活を継続するため、主治医・医療機関とケアマネジャーとの連携をとりやすくするための場の設定などの取組みを行っている。										
	③ 在宅医療・介護連携の推進	市医師会が主催する多職種連携研修会、講演会、市民公開講座に1人当たり年2回以上参加している。										
	④ ケアマネジャーと民生委員との連携を支援	地域の民生委員とケアマネジャーが共に連携ができる関係づくりをするために、場の設定や相互の役割を周知する。										
	⑤ 地域にある社会資源の情報収集と整理	地域によって異なるインフォーマルサービスの情報を収集・整理し、ケアマネジャーへ情報を提供するとともに、自らのケアマネジメントに活用している。										
	⑥ サービス担当者会議開催への支援	関係機関にサービス担当者会議についての理解を図り、適切なメンバーによるチームケアが実施できるように支援を行っている。										
	⑦ ケアマネジャーと医療機関との調整、ケース検討の実施	入退院時など必要に応じケアマネジャーを支援し、主治医や病院ワーカーとの連携、ケース検討を実施している。										
	⑧ ケアマネジャーと介護サービス事業者の連携支援	介護サービス事業者の情報を把握してケアマネジャーへ提供するほか、ケアマネジャーが公正中立の立場に立って介護サービス事業者と相互に連携できる取組みをしている。										

V 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築



中項目 6. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務			合計 9 /10点					合計 9 /10点				
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
(18) 介護予防ケアマネジメントの対象者及び要支援者に対して介護予防の実践について適切な支援を行っている。	下記の①～⑤のうち、3項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	要介護状態になることをできるだけ遅らせ、継続して自立した生活を送れるよう支援している。事業対象者については、適切なケアマネジメントを行っている。  【評価「3」以外の基準】・・・①～⑤のうち、 ・1項目以下⇒「1」      ・2項目該当⇒「2」 ・4項目該当⇒「4」      ・5項目該当⇒「5」	5	4	3	2	1	4	4	3	2	1
	① 介護予防に関する啓発活動	地域住民へ介護予防の大切さを啓発している。	【特記事項】 介護予防に関する啓発活動が不十分。					【特記事項】 介護予防教室実施の案内のみが介護予防ではないため、介護予防担当と連携、相談し、実施可能な方法で普及啓発を検討されたい。				
	② 基本チェックリストの実施	相談・訪問時に、身体機能が衰え始めていると思われる高齢者を把握したときは、25項目の基本チェックリストを実施している。										
	③ マニュアルに基づくケアマネジメント、介護予防プラン作成、評価の実施	国の「地域包括支援センター運営マニュアル」に基づき、次の項目を適切に実施している。 ・アセスメント・介護予防プラン作成(必要に応じ)・モニタリングと評価										
	④ サービス未利用者の状況把握	サービス未利用者の状況把握が行われている。										
	⑤ 適切な対象者管理	事業所として全対象者のリストを用いて行い、名簿等を作成管理し、給付管理・実績報告等に活用している。										
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明										
(19) 市内外の指定居宅介護支援事業所への介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの業務一部委託が適切に行えている。	委託先の指定居宅介護支援事業所への迅速な情報提供と必要な支援及び関係機関への連絡調整が適切に行えている。 ⇒ 評価「3」	【評価「3」以外の基準】 ・委託先の指定居宅介護支援事業所への情報提供は行えている ⇒「1」 ・委託先の指定居宅介護支援事業所への情報提供及び連絡調整が行われている ⇒「2」 ・委託先の指定居宅介護支援事業所が困難と感じる問題の状況把握が行われている ⇒「4」 ・委託先の指定居宅介護支援事業所が困難と感じる問題の状況把握と必要な支援が行われている ⇒「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
			【特記事項】					【特記事項】				

VI 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

中項目 7. 地域包括支援センターの評価			合計 4 /5点					合計 4 /5点				
VII 自己評価	小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明									
			自己評価 4					市(保険者)の評価 4				
	(20) 令和2年度地域包括支援センターの自己評価が適切に行えている。	市が示した「地域包括支援センター自己評価表」により適切に業務評価を行っている。 ⇒ 評価「3」	市が示した様式により評価を行い、期日までに市へ報告している。 【評価「3」以外の基準】 ・市の自己評価を職員全員で行わなかった ⇒ 「1」 ・市の自己評価を職員全員で行った ⇒ 「2」 ・市の自己評価を職員全員と法人管理者等を交えて行った ⇒ 「4」 ・市が提示した自己評価以外に、独自の評価表を作成している ⇒ 「5」									
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
			【特記事項】  法人管理者等も交え、自己評価を行っている。					【特記事項】  独自の評価表を作成し、介護事業者等に評価依頼し、更なる業務の向上を期待したい。				

【全体としての特記事項】（独自の取り組み事例等がありましたらご記入ください）	自己評価の合計	市(保険者)の評価
		86 / 100 点

# 安曇野市地域包括支援センター自己評価表

## 【センター名：南部地域包括支援センター】

		令和2年度											
大項目	中項目 1. 地域包括支援センター業務推進体制	合計 26 /30点					合計 26 /30点						
		自己評価 4					市(保険者)の評価 4						
I 基本的事項	小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明										
	(1) 令和2年度地域包括支援センター「事業計画」が適切に作成されている。	市が示した基本的運営方針において指示した内容に沿って、事業計画が作成されている。 (運協資料) ⇒ 評価「3」	市が示した次の基本的運営方針の内容を加味して作成されている。  1. 意志の尊重と自助努力を基本とした生活支援 2. 地域のネットワークの構築と活用 3. チームアプローチによる基本業務の推進 ①総合相談支援 ②権利擁護 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援 ④介護予防ケアマネジメント 4. 直営・委託の連携による効率的な業務運営  【評価「3」以外の基準】 ・上記4項目うち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・上記4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ・各項目での目標が具体的である ⇒ 「4」 ・地域の課題をとらえた、具体的な目標である ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	【特記事項】		【特記事項】  重点的に取り組む業務について：地域の主任ケアマネ中心に地域の課題を踏まえた個別ケア会議のアプローチを継続している。										
	(2) 令和元年度地域包括支援センター「事業報告」が適切に作成されている。	市が示した様式により定時に相談件数等の業務実績を報告している。 ⇒ 評価「3」	市が示した様式により毎月の事業実績を期日までに必要な書類を整え、報告している。  【評価「3」以外の基準】 ・期日までに報告できない月があった ⇒ 「1」 ・期日までに報告したが内容に不備や書類不足があり、追加報告が必要な月があった ⇒ 「2」 ・職員全員で事業実績の振り返りと分析を行っている ⇒ 「4」 ・事業実績の分析結果を市へ報告し、必要と考えられる取り組みを提案している ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
【特記事項】		【特記事項】  相談業務の内、介護申請の受付時の分析をし、市役所支所との役割分担見直しの提案やケアマネとの連携に役立っている。											
(3) 3職種連携によるチームアプローチが適切に行われている。	職員間でのミーティングを定期的に行うとともに、困難ケースについてはチームで対応し、相談記録・関係文書等の情報が適切に保管・管理できている。 ⇒ 評価「3」	それぞれの専門性を活かして業務に当たるとともに、担当者が不在であっても誰でも情報が共有できる状態となっている。  【評価「3」以外の基準】 ・担当者が書類も相談内容も抱え込んでいて、他の職員がわからない ⇒ 「1」 ・書類の保管管理は統一できているが、不適切な部分がある ⇒ 「2」 ・包括内で随時ケース検討を行っている ⇒ 「4」 ・複数名で訪問するなど、チームアプローチを行っている ⇒ 「5」  *評価が「4」又は「5」の場合は、内容を特記事項欄に記入する。	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
【特記事項】		【特記事項】  支援経過を回覧し、情報共有・意見交換し、事業所内部での事例検討会を行った。また、困難事例は複数名で訪問・支援を行った。											

I 基本的事項	小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価	2	市(保険者)の評価	2						
	(4) 職員の資質向上に対する取組みを適切に行っている。	国主催の研修（委託を含む）に3職種のうち、1～2名が参加している。 ⇒ 評価「3」	国主催の研修（委託を含む）に参加し、新たな取組みにつなげている。  【評価「3」以外の基準】 ・市主催の研修、県主催の研修（ともに委託を含む）に参加していない職員がいる。 ⇒ 「1」 ・市主催の研修、県主催の研修（ともに委託を含む）に全職員が参加している。 ⇒ 「2」 ・3職種3名が国主催の研修（委託を含む）へ参加している ⇒ 「4」 ・研修の成果を、新たな取組みにつなげている ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
			【特記事項】 コロナ禍で参加できなかったが、出来る範囲でオンライン・YouTubeで視聴した。			【特記事項】							
			自己評価	5	市(保険者)の評価		5						
(5) 個人情報の取扱い等、情報管理を適切に行っている。	国が示す「地域包括支援センター運営マニュアル」の情報管理に関する事項（職員の守秘義務、セキュリティ管理、個人ファイルの管理、個人情報の管理等）に基づき、適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	「適切に行っている」とは、「地域包括支援センター運営マニュアル」に基づき、「情報管理」に関する次の4項目を行っていることをいう。  1. 守秘義務（介護保険法第115条の45第5項）の遵守 2. 事務所・情報システムのセキュリティ管理の徹底 3. 個人ファイルは施錠できる書棚等に保管 4. 個人情報の提供に係る同意  【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ・法人として個人情報に関するマニュアルを整備している ⇒ 「4」 ・「4」に基づいて定期的な研修が行われている ⇒ 「5」	「適切に行っている」とは、「地域包括支援センター運営マニュアル」に基づき、「情報管理」に関する次の4項目を行っていることをいう。  1. 守秘義務（介護保険法第115条の45第5項）の遵守 2. 事務所・情報システムのセキュリティ管理の徹底 3. 個人ファイルは施錠できる書棚等に保管 4. 個人情報の提供に係る同意  【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ・法人として個人情報に関するマニュアルを整備している ⇒ 「4」 ・「4」に基づいて定期的な研修が行われている ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
		【特記事項】 法人で作成しているマニュアルで南部・北部合同の研修会を行った。			【特記事項】 年度途中で人事異動等があった際には都度、研修会等を開催し、情報管理について事業所全体で共通認識を保持されたい。								
		自己評価	5	市(保険者)の評価		5							
(6) 困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告し、対応の検討を行っている。	困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告している。 ⇒ 評価「3」	困難ケースや日々の活動を管理職や監督職と協議し、業務改善につなげている。  【評価「3」以外の基準】 ・困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告していない職員がいる。 ⇒ 「1」 ・困難ケースや日々の活動を監督職に報告している。 ⇒ 「2」 ・困難ケースや日々の活動を監督職に報告し、対応の協議を行っている。 ⇒ 「4」 ・困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告し、対応の協議を行っている。 ⇒ 「5」	困難ケースや日々の活動を管理職や監督職と協議し、業務改善につなげている。  【評価「3」以外の基準】 ・困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告していない職員がいる。 ⇒ 「1」 ・困難ケースや日々の活動を監督職に報告している。 ⇒ 「2」 ・困難ケースや日々の活動を監督職に報告し、対応の協議を行っている。 ⇒ 「4」 ・困難ケースや日々の活動を管理職や監督職に報告し、対応の協議を行っている。 ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
		【特記事項】			【特記事項】								

中項目 2. 総合相談支援業務				合計 19 /20 点					合計 19 /20 点				
小項目 (目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価					
(7) 初期対応を適切に行い課題を明確化した上で、各業務へつなげている。	下記の①～⑥のうち、4項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの各業務にスムーズにつなげている。  【評価「3」以外の基準】・・・①～⑥のうち、 ・2項目以下 ⇒ 「1」      ・3項目該当 ⇒ 「2」 ・5項目該当 ⇒ 「4」      ・6項目該当 ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
	① 信頼関係の構築	相談には速やかに対応し、相談者と信頼関係構築に努めている。	【特記事項】 事業所内の課題にとどめず、個別ケア会議につなげることで課題を明確化し、地域の課題として3包括で共有している。					【特記事項】 地域ケア連携会議にて、地域課題を取り上げ、必要な支援策を諮っている。					
	② 相談内容の把握	相談内容を的確に把握し、対応している。											
	③ 緊急性の判断	的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。											
	④ 課題の明確化	専門的・継続的支援や緊急対応が必要な相談については、詳しい情報を収集・分析することで、課題を明確に把握している。											
	⑤ 支援計画の作成	明確になった課題に基づき、地域包括支援センターが行うべき支援計画を作成し、必要な支援を行っている。											
⑥ 相談内容の分析と活用	多種多様な相談内容を分析し、地域包括支援センターの各業務に活用している。また、明確になった地域課題を市へ報告している。												
				自己評価 5					市(保険者)の評価 5				
(8) 公正かつ中立な立場で、継続的・専門的相談支援を適切に行っている。	相談内容から状況を的確に把握し、個々の支援方法・支援内容を検討し、公正かつ中立な立場で、適切なサービス利用や機関・制度へつなぐとともに、明確に記録している。 ⇒ 評価「3」	相談者の状況把握を適切に行い課題を明確にした上で、個別の支援方法・支援内容を検討し、適切なサービス利用や機関・制度へつなぐとともに、継続的な支援のために記録している。また、サービス利用の紹介に当たっては、特定事業者へのサービスの偏りがないよう十分配慮している。 【評価「3」以外の基準】 ・状況把握、課題、判断の全てに不足している。または、正当な理由がないのにサービス利用の紹介先が特定事業者へ偏っている ⇒ 「1」 ・支援内容の記録があっても、課題や判断の記録がされていない ⇒ 「2」 ・継続的支援を実施するための支援方針、課題が明確になっており、サービス利用の紹介先が特定事業者へ偏っていない ⇒ 「4」 ・「4」に加え、他機関へつないだ後のフォローをしている ⇒ 「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
			【特記事項】					【特記事項】					
(9) 高齢者の実態把握を適切に行っている。	民生委員や関係機関等からの情報提供を活用し、訪問や電話、来所等による実態把握を行っている。 ⇒ 評価「3」	高齢者が孤立や深刻な事態に発展しないよう、民生委員や関係機関等と連携を図りながら、実態把握に努めている。  【評価「3」以外の基準】 ・実態把握をしていない ⇒ 「1」 ・関係機関からの強い要請を何度も受け実態把握を行った ⇒ 「2」 ・要フォロー者に対し定期的にモニタリングを行っている ⇒ 「4」 ・地域課題のあるケースについては、「地域ケア個別会議」の開催に繋げている ⇒ 「5」	自己評価 5					市(保険者)の評価 5					
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
			【特記事項】 サービスに繋がっていない独居高齢者の訪問を継続し、必要に応じて連携や個別ケア会議の提案をしている。					【特記事項】 情報提供があった場合、本人、支援者からの連絡を待つ以外にも、実態把握のためにも訪問し状況の確認をされたい。					

II 総合相談支援業務

Ⅱ 総合相談支援業務	(10) 認知症地域支援推進員の資質向上として全国研修を受講し、認知症地域支援推進員を中心とした認知症高齢者及び家族への支援に取り組んでいる。	認知症高齢者と家族を見守り支援する取組み（住民や関係者に対し認知症の正しい知識等を学習する機会の提供、早期発見・対応に向けた支援、学習会等への参加）を行っている。 ⇒ 評価「3」	見守り支援する取組みとは、次の4項目をいう。 1. 認知症サポーター等、地域における認知症の正しい知識の普及を図り、地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることを啓発している 2. 認知症カフェへの相談支援として、認知症カフェへの参加、市への情報伝達、運営面の相談にのっている 3. 認知症見守りネットワークの活用と普及に努めている 4. 個々の事例をとおして、地域住民、介護サービス事業者、医療関係者、関係機関とネットワーク作りをすすめている 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての内容が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての内容が不十分 ⇒ 「2」 ・4項目に加え、地域課題等について、市へ提案し新たな取組みにつなげている ⇒ 「4」 ・「4」に基づいて認知症高齢者を支える地域づくりに具体的に取り組んでいる ⇒ 「5」 *評価が「5」の場合は、具体的な内容を特記事項欄に記入する。	自己評価 5 5 4 3 2 1	市(保険者)の評価 5 5 4 3 2 1
			金融機関への相談窓口の周知活動の継続により、認知症高齢者支援の連携・個々のネットワーク作りができた。	認知症地域支援推進員の役割、業務について見えにくい部分があるので、市民向けの周知等、普及をされたい。	
中項目 3. 権利擁護業務				合計 17 /20 点	合計 15 /20 点
Ⅲ 権利擁護業務	小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価 3 5 4 3 2 1	市(保険者)の評価 3 5 4 3 2 1
	(11) 高齢者の権利擁護に関して、職員の資質向上に対する取組みを適切に行っている。	高齢者の権利擁護（高齢者虐待防止、消費者被害防止、成年後見制度）に関する市・県の研修等の機会には原則として参加し、情報を伝達、共有している。 ⇒ 評価「3」	権利擁護に関する市・県主催の研修（ともに委託を含む）には、原則社会福祉士が参加し、その内容を全職員に共有している。 ・研修に参加していない。又は機会がない。 ⇒ 「1」 ・参加しているが、職場での情報の共有が不十分 ⇒ 「2」 ・「3」に加え、事業所内部で権利擁護に関する研修等がある ⇒ 「4」 ・「3」に加え、国の中央研修等への参加、法人・事業所内部の研修がある ⇒ 「5」	【特記事項】	【特記事項】 コロナ禍の中でも実施可能な研修方法を検討されたい。
	(12) 高齢者虐待への対応において、関係機関と連携した通報、支援体制を整え、高齢者虐待事例への対応を適切に行っている。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	高齢者虐待防止法を十分に理解した上で、地域の関係者との連携を図り、虐待防止と早期発見に取り組むとともに、対応に当たっては安曇野市高齢者虐待防止マニュアル（手順書）に従い適切に対処している。 【評価「3」以外の基準】 ・4項目のうち、2項目以上についての対応が不十分 ⇒ 「1」 ・4項目のうち、1項目についての対応が不十分 ⇒ 「2」 ・「3」に加え、職員の応援体制を整えている ⇒ 「4」 ・「3」に加え、休日・夜間対応の24時間連絡体制が整っている ⇒ 「5」	自己評価 5 5 4 3 2 1	市(保険者)の評価 3 5 4 3 2 1
	① 虐待防止と早期発見への取組み	民生委員や介護サービス事業者等へ普及啓発活動を行い、連携を図り、虐待の防止と早期発見に取り組む、早期に相談・通報がなされる関係づくりを行っている。		【特記事項】	【特記事項】
	② 通報を受けた場合の適切な対応	虐待や虐待の疑いがあるケースの相談・通報を受けた後に、センター内で協議し、虐待としての対応が必要と判断した場合には、市福祉事務所等と連携し、訪問等により高齢者本人の安全確認を行い、虐待の事実確認等を適切に行っている。		ケアマネの虐待に対する認識不足で通報が遅れるケースがあり、早期通報に関する啓発が必要と考えている。	虐待に対する認識や早期対応の重要性について、介護サービス事業者へと事業者内部での周知の徹底を図られたい。
③ 関係機関との連携	地域包括支援センターだけでは解決できない場合は、市福祉事務所や警察等関係機関との連携をスムーズに行い、必要に応じて市福祉事務所とのコアメンバー会議等により支援方針を検討・決定している。				
④ 適切な支援の実施	高齢者の安全・安心な生活が確保されるなど虐待対応の終結に向けて適切な支援をするとともに、虐待が終結した場合は必要に応じて介護サービスの調整や包括的・継続的ケアマネジメント業務等に移行するなどの支援を行っている。				

小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(13) 成年後見制度、社協の日常生活自立支援事業等の活用を促進している。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	自己の意思決定や日常生活上の金銭管理に支障のある高齢者・家族等からの相談に応じ、アセスメントを通じて成年後見制度や安曇野市社協の日常生活自立支援事業等につなげている。 【評価「3」以外の基準】  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4項目のうち、2項目以上についての対応が不十分 ⇒ 「1」</li> <li>・ 4項目のうち、1項目についての対応が不十分</li> <li>・ 「3」に加え、社協との協働支援体制を整えている ⇒ 「4」</li> <li>・ 「4」に加え、成年後見申立の支援をしている ⇒ 「5」</li> </ul>	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① 制度の周知活動	成年後見制度・社協の制度を地域住民・他機関へ広報・啓発をしている。	【特記事項】					【特記事項】				
	② 制度利用の必要性の判断	成年後見制度や社協の日常生活自立支援事業等を理解した上で、相談業務から高齢者の判断能力等を把握し、制度を利用する必要性を適切に判断している。										
	③ 日常生活自立支援事業等利用の支援	社協の日常生活自立支援事業の利用が必要と判断した場合、本人・家族に事業の手続き方法を説明し、制度利用ができるよう支援している。										
	④ 成年後見制度活用の支援	成年後見制度の利用が必要と判断した場合、本人・家族に制度の手続き方法を説明し、家庭裁判所への申立てが行えるよう関係機関へのつなぎなどの活用支援をしている。成年後見制度の利用が必要でありながら申立人がいない場合には、市に市長申立の手続きをするための連携をしたり、広域の成年後見支援センターと連携し、市長申立等困難事例も早期に対応している。										
(14) 消費者被害への対応を適切に行っている。	下記の①～④の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	専門機関や関係機関と連携を図り消費者被害に関する情報を把握し、地域への被害防止活動を行うとともに、必要に応じて、成年後見制度や安曇野市社協の日常生活自立支援事業等につなげている。 【評価「3」以外の基準】  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4項目のうち、2項目以上についての対応が不十分 ⇒ 「1」</li> <li>・ 4項目のうち、1項目についての対応が不十分 ⇒ 「2」</li> <li>・ 「3」に加え、社協との協働支援体制を整えている ⇒ 「4」</li> <li>・ 「4」に加え、被害救済のために司法関係者等との連携を図っている ⇒ 「5」</li> </ul>	自己評価					市(保険者)の評価				
	① 消費者被害防止のための普及啓発活動	高齢者虐待防止法による財産上の不当取引による被害の防止等も念頭に置きながら、消費者被害に関する情報を把握し、民生委員会等地域内における被害防止のための活動を行っている。	4					4				
	② 地域における被害状況の把握と情報提供	民生委員やケアマネジャー等に消費者被害に関する情報を提供するとともに、地域からの情報がもたらされるような関係づくりを行っている。	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	③ 消費者被害の通報	消費者被害の事例を把握した場合は、市（消費生活センター）や警察などの関係機関への通報・相談を行い、消費者被害の救済に向けた支援を行っている。	【特記事項】					【特記事項】				
	④ 成年後見制度等の活用促進	前問（13）の評価が3以上であるときは適切に行っているとする。	特に独居高齢者への啓発活動を行い、実際被害にあった方へは消費者センターや日自との連携等継続的に支援している。									

Ⅲ 権利擁護業務

中項目 4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務			合計 5 /5点					合計 5 /5点				
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価				
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
(15) 地域のケアマネジャーに対する個別支援を適切に行っている。	下記の①～⑦のうち、5項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	地域のケアマネジャーへの個別支援・支援困難事例への対応を行うとともに、関係機関等との連携や多職種との協働をすすめている。また、研修会等により、ケアマネジメント技術の向上を図っている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑦のうち、 ・3項目以下⇒「1」      ・4項目該当⇒「2」 ・6項目該当⇒「4」      ・7項目該当⇒「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
	① 相談窓口の周知	相談先と方法をケアマネジャーに周知している。	【特記事項】					【特記事項】				
	② 支援困難事例を抱えるケアマネジャーへの支援	支援困難事例の相談に対して、職員が協力して助言できるようにしている。また、必要な他機関へのつなぎ等を支援し、問題解決が図れる環境づくりをしている。	【特記事項】					【特記事項】				
	③ 個別支援事例のサービス担当者会議へ出席	個別支援事例のサービス担当者会議等へ出席し、課題解決に向けた助言を行っている。	【特記事項】					【特記事項】				
	④ 医療機関・サービス事業者・行政との連携や多職種との協働へのケアマネジャーの参画	医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との連携や多職種の協働をすすめる中で、そのネットワークにケアマネジャーが参画しやすい環境づくりをしている。	【特記事項】					【特記事項】				
	⑤ ケアマネジャーへの情報提供やケアマネジメント技術向上のための研修を実施	国・市の制度や地域の社会資源、事例等の情報を提供するとともに、ケアマネジャーの質の向上のための学習や研修を行っている。	【特記事項】					【特記事項】				
	⑥ ケアプラン作成業務での助言、指導	必要に応じて、ケアマネジメントについての助言、指導を行っている。	【特記事項】					【特記事項】				
	⑦ ケアマネジャーの課題等の把握	個々のケアマネジャーが抱える課題を把握した上で、ケアマネジャーへの支援を行っている。	【特記事項】					【特記事項】				

IV 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務



中項目 5. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築				合計 10 /10点					合計 10 /10点				
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価					市(保険者)の評価					
(16) 地域におけるネットワークの構築とその活用を進めている。	下記の①～⑧のうち、5項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	地域において、行政機関・医療機関・サービス事業者・民生委員等の関係者とのネットワークを構築し、保健・医療・福祉サービスや地域の支え合い活動、ボランティア活動など様々な社会資源を結びつける取組みを継続している。  【評価「3」以外の基準】・・・①～⑧のうち、 ・3項目以下⇒「1」      ・4項目該当⇒「2」 ・6項目該当⇒「4」      ・7項目以上⇒「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
	① 地域包括支援センターの周知活動	地域包括支援センターの役割を地域住民、他機関へPRしている。	【特記事項】  市の独自サービスである訪問型サービスC・通所型サービスCを予防サービスとして個人・ケアマネに積極的に紹介した。コロナ禍で交流が少ない中、協議体を通して課題の取り組みを継続した。また、シトラスリボン作りなどの取り組みにも協力した。										
	② 地域ケア個別会議の開催	地域の関係機関や民生委員・関係者が参集して、事例検討や地域の課題・取組み等を検討している。											
	③ 民生委員との関係づくり	高齢者の問題を早期に発見し、地域での見守り等に取り組むために、積極的に民生委員との関係づくりをしている。											
	④ 地域の老人クラブやボランティア団体等との関係づくり	地域の団体・組織との連携を図るため、情報交換や活動の場への訪問等をしている。											
	⑤ 住民自治協議会・地域コミュニティとの関係づくり	住民自治協議会やコミュニティに対し、高齢者支援の課題や取組みの理解を図り、住民同士の互助・共助の働きかけを行っている。											
	⑥ 地域の課題の整理と検討	地域の状況と課題を整理、検討し、地域包括支援センターの事業計画に反映している。											
	⑦ 介護予防の啓発活動と情報提供	様々な機会をとらえ介護予防に関する啓発を行い、市の介護予防教室や地域の自主活動グループと連携し、必要な情報提供を行っている。											
	⑧ 介護サービス事業者への支援	介護サービス事業者の相互連携や情報交換・研修の場など、サービスの質の向上のための取組みを行っている。											
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明											自己評価
(17) 地域包括ケアに向けての体制作りを適切に行っている。	下記の①～⑧のうち、5項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	地域の関係機関や関係者とのネットワークを活用するとともに、医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との更なる連携や多職種との協働をすすめる中で、地域のケアマネジャーの参画をすすめている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑧のうち、 ・3項目以下⇒「1」      ・4項目該当⇒「2」 ・6項目該当⇒「4」      ・7項目以上⇒「5」	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	
	① ケアマネジャーと関係機関との連携・協働体制の構築	連携・協働できる環境を整えたり、ケアマネジャーと関係機関との会議・研修等を実施している。	【特記事項】										
	② ケアマネジャーと医療機関との連携を支援	在宅生活を継続するため、主治医・医療機関とケアマネジャーとの連携をとりやすくするための場の設定などの取組みを行っている。											
	③ 在宅医療・介護連携の推進	市医師会が主催する多職種連携研修会、講演会、市民公開講座に1人当たり年2回以上参加している。											
	④ ケアマネジャーと民生委員との連携を支援	地域の民生委員とケアマネジャーが共に連携ができる関係づくりをするために、場の設定や相互の役割を周知する。											
	⑤ 地域にある社会資源の情報収集と整理	地域によって異なるインフォーマルサービスの情報を収集・整理し、ケアマネジャーへ情報を提供するとともに、自らのケアマネジメントに活用している。											
	⑥ サービス担当者会議開催への支援	関係機関にサービス担当者会議についての理解を図り、適切なメンバーによるチームケアが実施できるように支援を行っている。											
	⑦ ケアマネジャーと医療機関との調整、ケース検討の実施	入退院時など必要に応じケアマネジャーを支援し、主治医や病院ワーカーとの連携、ケース検討を実施している。											
	⑧ ケアマネジャーと介護サービス事業者の連携支援	介護サービス事業者の情報を把握してケアマネジャーへ提供するほか、ケアマネジャーが公正中立の立場に立って介護サービス事業者と相互に連携できる取組みをしている。											

V 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

中項目 6. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務		合計 9 /10点	合計 9 /10点
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価 4 市(保険者)の評価 4
(18) 介護予防ケアマネジメントの対象者及び要支援者に対して介護予防の実践について適切な支援を行っている。	下記の①～⑤のうち、3項目を適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	要介護状態になることをできるだけ遅らせ、継続して自立した生活を送れるよう支援している。事業対象者については、適切なケアマネジメントを行っている。  【評価「3」以外の基準】・・・①～⑤のうち、 ・1項目以下⇒「1」 ・2項目該当⇒「2」 ・4項目該当⇒「4」 ・5項目該当⇒「5」	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1 【特記事項】 【特記事項】
	① 介護予防に関する啓発活動	地域住民へ介護予防の大切さを啓発している。	コロナ禍で積極的に啓発活動が出来なかった。  介護予防教室実施の案内のみが介護予防ではないため、介護予防担当と連携、相談し、実施可能な方法で普及啓発を検討されたい。
	② 基本チェックリストの実施	相談・訪問時に、身体機能が衰え始めていると思われる高齢者を把握したときは、25項目の基本チェックリストを実施している。	
	③ マニュアルに基づくケアマネジメント、介護予防プラン作成、評価の実施	国の「地域包括支援センター運営マニュアル」に基づき、次の項目を適切に実施している。 ・アセスメント・介護予防プラン作成(必要に応じ)・モニタリングと評価	
	④ サービス未利用者の状況把握	サービス未利用者の状況把握が行われている。	
	⑤ 適切な対象者管理	事業所として全対象者のリストを用いて行い、名簿等を作成管理し、給付管理・実績報告等に活用している。	
小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価 5 市(保険者)の評価 5
(19) 市内外の指定居宅介護支援事業所への介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの業務一部委託が適切に行えている。	委託先の指定居宅介護支援事業所への迅速な情報提供と必要な支援及び関係機関への連絡調整が適切に行えている。 ⇒ 評価「3」	【評価「3」以外の基準】 ・委託先の指定居宅介護支援事業所への情報提供は行えている ⇒「1」 ・委託先の指定居宅介護支援事業所への情報提供及び連絡調整が行われている ⇒「2」 ・委託先の指定居宅介護支援事業所が困難と感じる問題の状況把握が行われている ⇒「4」 ・委託先の指定居宅介護支援事業所が困難と感じる問題の状況把握と必要な支援が行われている ⇒「5」	5 4 3 2 1 5 4 3 2 1 【特記事項】 【特記事項】

VI 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

中項目 7. 地域包括支援センターの評価			合計 4 /5点					合計 4 /5点				
VII 自己評価	小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明									
			自己評価 4					市(保険者)の評価 4				
	(20) 令和2年度地域包括支援センターの自己評価が適切に行えている。	市が示した「地域包括支援センター自己評価表」により適切に業務評価を行っている。 ⇒ 評価「3」	市が示した様式により評価を行い、期日までに市へ報告している。 【評価「3」以外の基準】 ・市の自己評価を職員全員で行わなかった ⇒ 「1」 ・市の自己評価を職員全員で行った ⇒ 「2」 ・市の自己評価を職員全員と法人管理者等を交えて行った ⇒ 「4」 ・市が提示した自己評価以外に、独自の評価表を作成している ⇒ 「5」									
			5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
			【特記事項】					【特記事項】  独自の評価表を作成し、介護事業者等に評価依頼し、更なる業務の向上を期待したい。				

【全体としての特記事項】 (独自の取り組み事例等がありましたらご記入ください)	自己評価の合計		市(保険者)の評価	
	90 / 100 点		88 / 100 点	